被扶養者の認定申告は30日以内の届出が必要です!!

被扶養者の認定を申告する際、被扶養者の要件を備えた日が認定日となりますが、<u>「事実の生</u><u>じた日」から30日以内に届出がなかった場合は、所属所が届出を受け付けた日が認定</u>日となります。

そのため、<u>「事実の生じた日」から30日以内</u>にお勤めの市町村等の共済担当課へ被扶養者 申告書を提出していただきますようお願いします。

- ◎「事実の生じた日」とは?(主な例については、①~⑤のとおりです。)
 - ① 子の出生の場合は、出生した日
 - ② 婚姻した場合は、入籍した日
 - ③ 会社等を退職し、被扶養者の要件を満たすこととなった場合は、退職日の翌日
 - ④ 同居することにより、被扶養者の要件を満たすこととなった場合は、同居した日
 - ⑤ 雇用保険の失業給付の受給が終了した場合は、受給終了日の翌日